01 障害福祉サービスを使うには？

障害福祉サービスの利用にあたっては、「障害福祉サービス受給者証」の発行が必要となり、そのためには所定の手続きが必要です。

静岡市 HP「計画相談支援・障害児相談支援パンフレット」に、サービス利用についての手続きが詳しく載っています。
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5498/s002812.html)

あわせて、本ハンドブック（P.36）の図もご覧ください。
申請手続きやお問い合わせは各区福祉事務所障害者支援課（下記参照）になります。

お問い合わせ先

申請窓口・お問い合わせ先（お住まいの区により異なります）
※いずれも開所時間は平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分

葵区役所　2 階　福祉事務所　障害者支援課　　電話：054-221-1589
駿河区役所 1 階　福祉事務所　障害者支援課　　電話：054-287-8690
清水区役所 1 階　福祉事務所　障害者支援課　　電話：054-354-2121
清水区役所蒲原支所 1 階　蒲原出張所　福祉係　電話：054-385-7790

障害福祉サービス以外にも、「地域活動支援センターの利用」「移動支援」「障害年金」「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」などのサービスや制度があります。これらは障害福祉サービスとは異なる手続きが必要です。

ご自分の使いたいサービスにはどんな手続きが必要かは、（P.32）「こんな時どうする？早見表（社会福祉制度について）」でサービスの名前を確認し、それぞれの解説ページをご覧ください。

ペアレントメンターのつぶやき

成人になって初めて診断を受けてサービスを受ける場合の手続き例を 36 ページにまとめました。（36 ページの表内の③④は同時並行でもいいと思います）とにかくやることは、36 ページの表内の①「病院で発達障害の診断を受ける」、使ってみたいサービスをやっている事業所を調べることです。あとは区役所の窓口や相談支援事業所の方が手順を教えてくれます。

体験談

最初は「障害」って言葉が窓口や書類にいっぱい出てくるので戸惑いましたが、窓口の人が親切に教えてくれました。受給者証も障害者手帳もサービスを受けるための「パスポート」みたいなものかなと思いました。（本人、家族）

障害福祉サービス受給者証と障害者手帳の違い

「障害福祉サービス受給者証」は障害福祉サービスを受けるために発行してもらうもので、「障害者手帳」は「障害の内容や程度を証明する」ものであり、この 2 つは異なります。

障害者手帳がなくても、受給者証の発行が可能なサービスもありますが、障害者手帳が必要なサービスもあります。

相談支援事業所とは

障害福祉サービスを受けるためには、18 歳以上の方は「指定特定相談支援事業所」、18 歳未満の方は「指定障害児相談支援事業所」で「サービス等利用計画案（又は障害児支援利用計画案）」を作成してもらう必要があります。この「指定特定相談支援事業所」と「指定障害児相談支援事業所」のことを通称で「相談支援事業所」と呼び、計画案を作ることは「計画相談を書く」と呼ばれています。

ちょうど、高齢者の方が介護サービスを受ける時に「ケアマネージャー」に「ケアプラン」を書いてもらうようなものです。計画相談を書ける支援者は限られており、「今は利用者がいっぱいなので書けない」と断られてしまうこともあるそうです。どうしても書いてくれるところが見つからない場合は「セルフプラン」として本人や家族等が書く場合もありますが、一定期間ごと（おおむね半年ごと）に「モニタリング」（「サービス利用で目標が達成されているか」等を相談支援事業所がチェックすること）が必要ですので、基本的には相談支援事業所で計画相談を書いてもらうことが前提です。

市内の相談支援事業所の一覧は以下からご確認ください。

市ＨＰ「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等の紹介」
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5498/s002810.html) 中の「市内障害福祉関連事業所一覧（Excel ファイル）」内の「静岡市－相談」のタブ　※数か月に一度更新されます
障害福祉サービスを行っている事業所を探すには、「市内障害福祉関連事業所一覧（Excel ファイル）」内の「静岡市－者（相談事業を除く）」タブをご覧いただくか、相談支援事業所または各区福祉事務所障害者支援課にご相談ください。
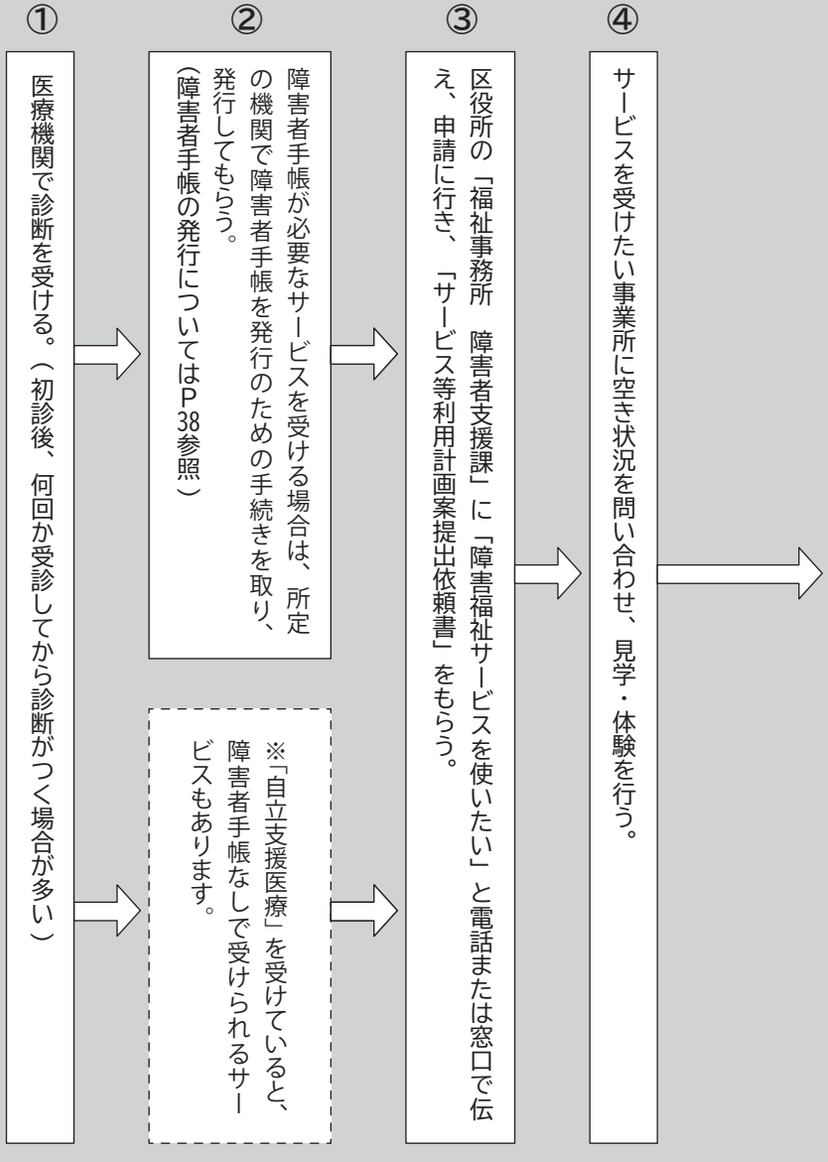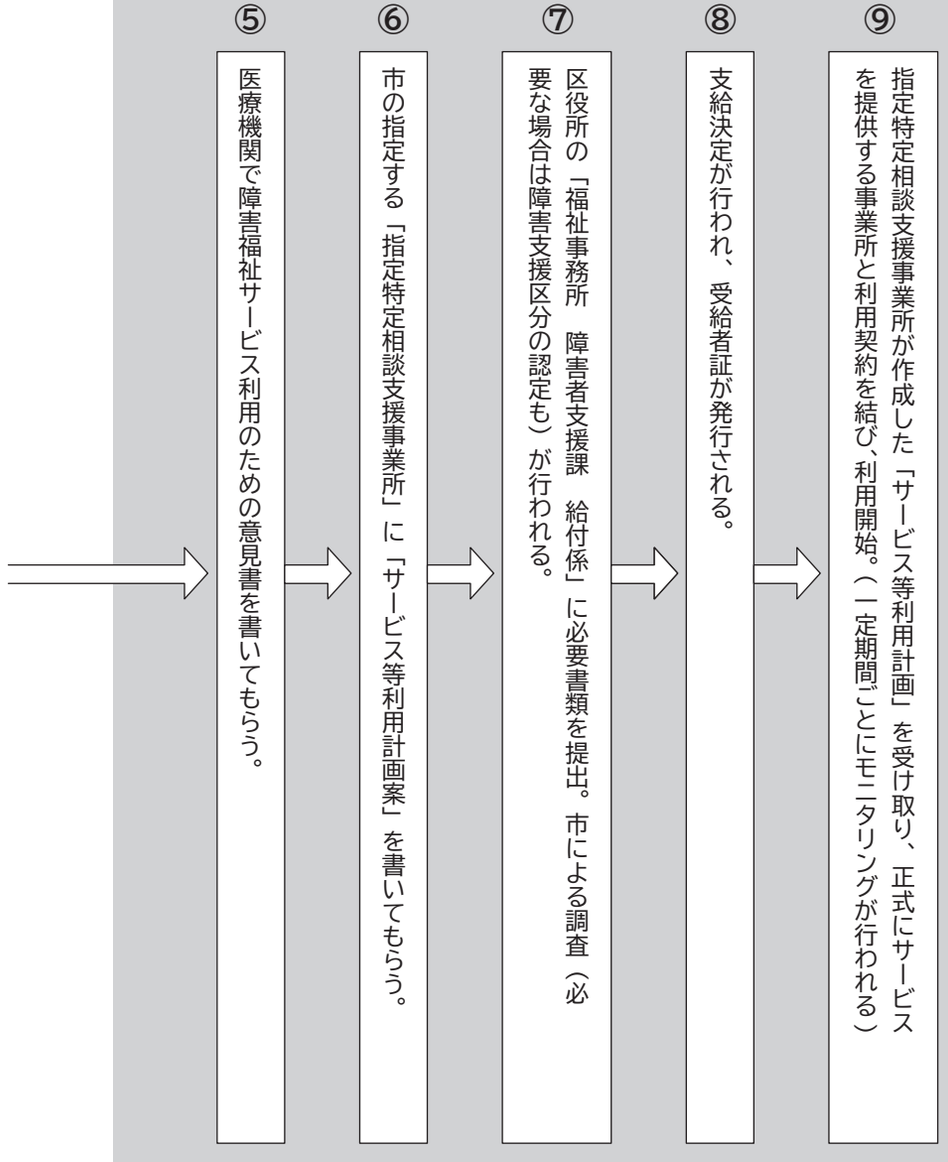
18歳以上で初めて診断を受けて障害福祉サービスを利用したい方の場合の手続き一例（18歳未満の場合は「育てにくさを感じたら　にじいろ子育てハンドブック　0歳～18歳までの支援」P.49を参照してください）